

郡山市物品調達入札参加者心得

(平成 26 年 4 月 1 日適用)

(目的)

第 1 条 物品の買入れ、製造の請負及び修繕（以下「物品調達」という。）の契約に係る競争による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金)

第 2 条 入札保証金の納付等については、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）の定めるところによる。

- 2 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の納付のあった場合には、その入札保証金は郡山市に帰属し、入札保証金の納付が免除されていた場合には、納付しないこととした入札保証金と同額の金額を郡山市に納めなければならない。

(入札等)

第 3 条 入札参加者は、入札通知書、仕様書及び現場等を熟知の上入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提示することを原則とし、郵便をもって提出することができない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受け提出しなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を、入札参加者の代理人とすることはできない。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書をいったん提出した後は開札の前後を問わず書き換え、引き換え又は撤回することができない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人から、必要がある場合には、物品調達に係る積算書を提出させることがある。

(入札の辞退)

第 3 条の 2 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札を辞退するとき、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別紙様式）を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第3条の3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者又は入札参加者の代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又は入札参加者の代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明な入札
- (5) 1人で2通以上提出した入札
- (6) 入札条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第7条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札に付することができる。

(契約保証金)

第8条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書の提出)

第9条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約権者が指示する契約書案に住所氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し速やかに契約権者に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項により契約書を提出しないときは、落札を取り消すことができる。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、その限りでない。

(異議の申立)

第10条 入札をした者は、入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得について不知を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第11条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。